

○タッチ決済乗車取扱規則

第1編 総則

第1章

(目的)

第1条 この規則は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）における、識別番号が記録されたクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード（以下「カード」という。）および携帯情報端末等に搭載しているカード機能（以下「決済媒体」という。）のタッチ決済を使用した乗車（以下「タッチ決済乗車」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 タッチ決済乗車による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および決済媒体発行事業者が定める規程等の定めるところによる。
- 3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更できるものとする。
- 4 この規則が改定された場合、以後のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- (2) 「都度利用」とは、決済媒体を利用したタッチ決済乗車のうち、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用するものをいう。
- (3) 「タッチ決済乗車システム」とは、提携事業者が管理するサーバ上にて、決済媒体の識別番号および乗車時の入出場情報等を管理するクラウド型交通乗車システムの機能を利用した、電子式証票による乗車方式をいう。
- (4) 「発行事業者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する事業者およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している事業者をいう。
- (5) 「提携事業者」とは、タッチ決済乗車システムのWebサイトを管理する事業者であるQUADRAC株式会社をいう。
- (6) 「対応改札機」とは、決済媒体を用いて改札を行う機器等をいう。
- (7) 「他社線」とは、当社以外の鉄道事業者の路線をいう。

(制限または停止)

第4条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため等、当社が必要があると認めたときは、タッチ決済乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがある。

- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅または当社ホームページ等に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

(利用履歴の確認)

第5条 旅客は、提携事業者が管理するWebサイト「Q-mov eポータルサイト」に会員登録することで、乗車日、利用区間、乗車運賃等の利用履歴を確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用した日から起算して365日を経過した利用履歴および提携事業者に起因する特別な事情がある場合の利用履歴を確認することはできない。

(都度利用による旅客運賃の決済方法)

第6条 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行事業者の定めるところによる。

2 都度利用に使用できる決済媒体のブランドは、VISA、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、DISCOVERおよび中国銀聯とする。

3 都度利用により発生した運賃は、1日単位で集計する。

4 都度利用により発生した運賃は、旅客が利用した決済媒体の発行事業者が当社に立替払いをするものとし、当該発行事業者は、都度利用した旅客に対して、運賃相当額の債権を取得するものとする。

5 発行事業者から旅客に対する請求方法については、当該発行事業者が別に定めるところによる。

(免責事項)

第7条 決済媒体において、発行事業者に起因する旅客の損害または発行事業者のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

3 旅客が決済媒体のうち、携帯情報端末等を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。

4 決済媒体の利用時における携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(契約の成立時期および適用規定)

第8条 都度利用に関する旅客運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機による改札を受けたときに旅客と当社との間において成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第9条 旅客がタッチ決済乗車により、駅相互間を乗車するときの決済媒体の使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。

- (2) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできない。
- (3) 携帯情報端末等の故障、電池切れ、通信障害等の旅客の都合により、決済媒体が使用できない場合、タッチ決済乗車は無効として取り扱い、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払うものとする。
- (4) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取り扱う。

(制限事項)

第 10 条 都度利用による乗車に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、利用することができない。

- (1) 1 回の乗車につき、複数の決済媒体（カードと当該カード情報を紐づけた携帯情報端末を含む。）を同時に使用すること。
- (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) 決済媒体と他の乗車券を併用すること。
- (4) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (5) 決済媒体の有効期限終了または利用可能額超過等により、発行事業者の使用制限または停止の措置を受け、使用できない状態になったとき。
- (6) 旅客が出場時に対応改札機で運賃の支払いができない経路を乗車したとき。
- (7) 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。
- (8) 当社線から他社線（第 22 条に定めるものを除く）に改札を受けることなく連続して乗車したとき。

(取扱区間)

第 11 条 当社において都度利用で乗車できる区間は、泉岳寺、品川、京急蒲田、横浜、糀谷、大鳥居、穴守稲荷、天空橋、羽田空港第 3 ターミナル、羽田空港第 1 ・第 2 ターミナルの各駅相互間とする。

(旅客の同意)

第 12 条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第 2 章 運賃

(運賃)

第 13 条 都度利用で乗車した場合の運賃は、旅客営業規則第 77 条から第 80 条に定める大人普通旅客運賃とし、当該入場駅・出場駅相互間の最も低廉となる運賃計算で算出する。

第 3 章 効力

(効力)

第 14 条 第 9 条の規定により都度利用する際の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道 1 回の乗車に限り有効とする。
- (2) 1 つの決済媒体につき、同時に 1 人のみ入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体は、出場処理が完了するまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 都度利用は入場処理を行った当日限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第 15 条 旅客がタッチ決済乗車により乗車する場合、次の各号に該当するときは、当該タッチ決済乗車を無効とする。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく対応改札機による改札を受けずに入出場した場合
- (3) 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合
- (4) この規則に基づかず決済媒体を使用した場合
- (5) その他不正乗車的手段として決済媒体を使用した場合
(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 16 条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより旅客運賃および増運賃を収受する。

第 4 章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第 17 条 旅客は、決済媒体で対応改札機により入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の最低運賃相当額を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(乗降対象外駅での出場時の取扱い)

第 17 条の 2 旅客は、決済媒体により対応改札機で入場後に、第 11 条に規定する駅以外で出場する場合は、実乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払わなければならない。

2 旅客は、前項の規定の取扱いにより決済媒体の出場処理が未了のときは、第 11 条に規定する駅に提出し、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱い)

第 18 条 旅客は、対応改札機による改札を受けずに入場し、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、当該降車駅から最遠区間の普通旅客運賃および第 16 条に規定する増運賃を現金等の方法で支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意が無いと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。

2 前項の規定により取り扱う場合で当該入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第 19 条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された乗車駅から最遠区間の普通旅客運賃および第 16 条に規定する増運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意が無いと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に対する出場処理を行うものとする。

2 前項の規定により取り扱う場合で当該出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第20条 旅客は、決済媒体で入場後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

(1) 無賃送還

(2) 任意による旅行中止

2 前項第1号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から下車駅までの普通旅客運賃を下車駅において当該決済媒体から収受する。

4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中下車駅までの普通旅客運賃を途中下車駅において当該決済媒体から収受する。

5 第3項および第4項による下車駅が、第11条に規定する駅以外であるときは、第18条の規定を準用する。

第3編 他社線

第1章

(他社線への都度利用および乗り継ぐ場合の取扱い)

第21条 当社線と、以下に定める他社線を連続して乗車するときは、タッチ決済乗車の取扱いを行うものとする。

東京都交通局

路線名	対象駅
浅草線	五反田，泉岳寺，三田，大門，新橋，東銀座，宝町，日本橋，人形町，浅草橋，浅草，本所吾妻橋
大江戸線	大門，赤羽橋，六本木，青山一丁目，国立競技場，新宿，都庁前，新宿西口，東新宿，上野御徒町，築地市場，西新宿五丁目，豊島園

(他社線内の取扱い)

第22条 当社線と、前条に定める連続した他社線の取扱区間内を乗り継いで乗車する場合、他社線内における都度利用による取扱いについては、当該事業者の定めるところによる。

(他社線に乗り継ぐ場合の運賃)

第23条 当社線と第21条に定める連続した他社線の取扱区間内をタッチ決済乗車するときの運賃は、実乗車経路に基づき、各鉄道事業者で定める普通旅客運賃を合算した額とする。